

意見書案第 3 号

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

愛西市議会議長 近藤 武 殿

総務文教委員会
委員長 山岡幹雄

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書を愛西市議会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により提出する。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書（案）

愛知県では高校生の３人に１人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。

とりわけ、令和２年度以降、愛知県では、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収 720 万未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子どもたちの「私学選択の自由」は大きく広がった。

しかし、年収 910 万円まで無償化されている公立高校生に対して、年収 720 万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても、初年度納付金で、年収 720 万円～840 万円世帯（乙ランク：授業料と入学金の 1/2 補助）は約 35 万円、年収 840 万円～910 万円世帯（国の就学支援金 118,000 円補助）は約 54 万円という大きな負担が残されており、学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。

県の基本方針である「公私両輪」「公私連携」に照らせば、「全ての子どもが私立も自由に選択できる」ことが大前提であり、「公私格差の解消」はその根幹である。

よって当議会は、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、年収 720 万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第 99 条により、意見書を提出する。

令和 6 年 月 日

愛西市議会
議長 近 藤 武

愛知県知事 殿